

# ホームルーム規約

## 第1章 名称

第1条 各ホームルーム（HR）は〇年〇組ホームルームと称する。

## 第2章 目的

第2条 HRは学校における生活の基礎をなすものである。HR活動を通して、民主的自律的な態度を養うとともに、明るく楽しい、健康な雰囲気の望ましいHRを建設し、学校生活を充実させることをもって目的とする。

## 第3章 構成員

第3条 各HRはそのHRの全生徒をもって構成する。

## 第4章 役員

第4条 各HRには次の役員をおく。

室長1名、副室長1名、書記2名、会計2名

第5条 各役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 室長はHR活動の中心となる。
- (2) 副室長は室長を補佐し、室長欠席の場合その代行をする。
- (3) 書記はHRの諸記録ならびにその保管を行う。
- (4) 会計はHRの会計に関する業務を行う。

## 第5章 議員・委員会

第6条 各HRは次の委員及び議員を選出する。その仕事は次の通りとする。

- (1) 生活委員（男女各1名） HR生活の充実、向上、規律維持などの中心となる。
- (2) 文化委員（男女各1名） HRの文化的活動の中心となる。
- (3) 体育委員（男女各1名） HRの体育的活動の中心となる。
- (4) 保健委員（男女各1名） HRの保健衛生の保持増進の中心となる。
- (5) 美化委員（2名） HR及び校内の清掃美化の中心となる。
- (6) 図書委員（2名） 学校図書館の運営について協力する。
- (7) 放送委員（2名） 校内放送の協力に関する活動を行う。

- (8) ボランティア委員 (2名) 校内外の福祉活動に協力する。
- (9) 進路委員 (1・2年1名 3年2名) HRの進路的活動の中心となる。
- (10) 議員 (2名) 生徒会議会の議員となり、HRとの連携を図る。
- (11) 選挙管理委員 (1名) 生徒会役員選挙の業務を行う。
- (12) 施錠委員 (男女各1名) HRの施錠を行い校内の防犯活動に協力する。
- (13) 探究委員 (2名) HRの探究活動の中心となる。
- (14) 学年独自のものとして次の委員がある。
  - 2年……………修学旅行委員 (2名)
  - 3年……………アルバム委員 (2名)

## 第6章 任期

第7条 HR役員、各種委員、及び議員の任期は1年を2期とし、前期は4月から9月までとし、後期は10月から3月までとする。ただし、保健、図書、選挙管理、修学旅行、アルバムの各委員は任期を1年とする。

## 第7章 HR活動

第8条 HR活動は本校教育活動の一環として行うものであり、HR担任の指導のもとに行われなければならない。

第9条 HR活動は、学校の指導計画にもとづいて行うものとする。

## 第8章 室長連絡会

第10条 必要に応じて学年別、あるいは全学年の室長連絡会を担当教員の指導のもとに開く。なお、副室長を含む場合もある。

第11条 室長連絡会には会長、副会長、書記各1名をおく。

## 第9章 各種委員会

第12条 必要に応じて第6条に示す各委員により構成される各種委員会を、学年別、あるいは全学年で、担当教員の指導のもとに開く。

第13条 各種委員会にはそれぞれ委員長、副委員長をおく。

第14条 生活委員会、文化委員会、体育委員会は、それぞれ生徒会専門部の生活部長、文化行事部長、体育行事部長を選出する。

## 第10章 会計

第 15 条 HR活動の経費は、生徒会会計をもってあてる。

第 16 条 HR活動の経費の使用については、HR担任の指導のもとに行う。

第 17 条 臨時費の徴収については、HR担任の承認を得なければならない。